

岡崎市防災基本条例(素案)

概 要

災害から生命や財産を守るために、市民のみなさんに防災に関する意識を高める自助の考え方を持つとともに、地域社会における防災活動の基盤となる人と人のつながりや地域コミュニティの維持及び発展への取り組みなど共助の考えを持つことが大切です。

行政においても、災害予防や減災対策など公助としての政策を早急に実施し、長期的に継続していくなければなりません。

岡崎市議会では、平成22年11月臨時会において防災基本条例設置特別委員会を設置し、条例策定に向けて調査・研究した内容をお知らせします。

《条例素案構成図》

前 文

(第1章 総則)

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 地域防災計画への反映

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 市の責務

第7条 議会の責務



(第2章 予防対策)

第8条 情報の収集・提供

第9条 自主防災活動の推進

第10条 災害時要援護者への配慮

第11条 防災に関する教育

第12条 防災訓練等

第13条 広告物等の落下防止等

第14条 浸水の防止等

第15条 雨水流出抑制

第16条 文化財等の保護

(第3章 応急対策)

第17条 応急復旧措置

第18条 避難

第19条 緊急輸送の確保

第20条 帰宅困難者への支援

第21条 自主防災組織への支援

(第4章 復興対策)

第22条 市の復興

第23条 他自治体災害時の支援

第1章 総則

《基本理念(第2条)》

災害からの安全・安心を得るために、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が大切であり、市民、事業者、団体、市及び議会はその持てる能力を生かし、それぞれの責務を果たし協働することにより、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するため、それぞれの主体が継続的な災害対策の充実及び強化に努めていかなければなりません。

自らのことは自らで守る 「自助」



- 危険箇所の確認
- 正しい情報確認
- 避難場所の確認
- 連絡方法の確認
- 備蓄品の確保
- 災害時行動の確認

身近な地域で支えあう 「共助」



- 隣近所の安全の確認
- 被災者の救護救助
- 自主防災組織への参加協力
- 援護者への配慮
- 帰宅困難者への支援

行政による対策 「公助」



- 避難準備情報の提供
- 避難勧告
- 避難指示
- 応急復旧措置

市民・事業者・団体・市・議会それぞれの責務及び役割を明確にし、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進

《市民の責務(第4条) 事業者の責務(第5条)》

- ここでは、基本理念にのっとり市民・事業者の責務としての大原則を示すとともに、自らの身は自らが守る「自助」のための項目を掲げました。
これらの項目は、市民生活や事業活動に制限や義務を課すものではなく、災害に対する備え、心構えとして整理しました。

《市の責務(第6条) 議会の責務(第7条)》

- 市の防災における第一次的責務者としての大原則を示し、必要な施策を掲げるとともに、二元代表制である地方自治体において、市とともに議会の果たす役割は重大であるため、その責務について四つの項目に整理しました。

第2章 予防対策

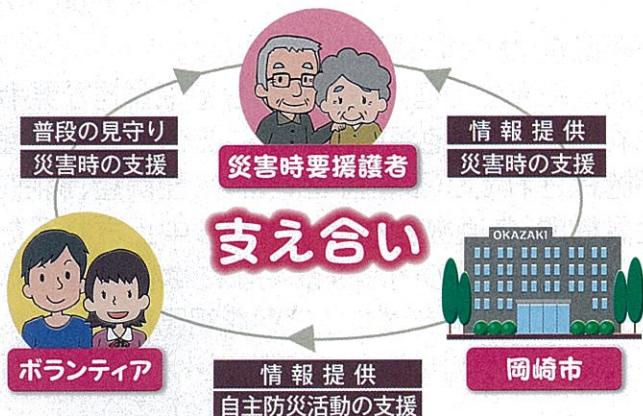
《情報の収集及び提供(第8条)》

- 平成20年8月末豪雨災害を教訓として、情報の収集・提供が重要であることを明記しました。

《自主防災活動の推進(第9条)》

- 身近な地域で支えあう「共助」の実現のため、自主防災活動を定義するとともに、その活動を推進するため、市民、事業者、市の役割などを明記しました。

防災緊急メール 「防災くん」



《災害時要援護者への配慮(第10条)》

- 避難等に援護を必要とする災害時要援護者について定義するとともに、避難時及び避難所において要援護者に配慮した対策を講ずることを定めています。

《防災に関する教育(第11条) 防災訓練(第12条)》

- 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの教育や訓練が重要であるため、市や事業者は防災に関する教育の場を積極的に提供するとともに、市民、事業者、市が連携して防災訓練を行うことを定めています。



《広告物等の落下防止等(第13条)》

- 落下や転倒により、けがや復旧の妨げとなる落下対象物と転倒対象物を定めるとともに、これらの落下、転倒防止策に努めることを明記しました。



《浸水の防止等(第14条) 雨水流出抑制(第15条)》

- 本市は平成20年8月末豪雨をはじめ、たびたび大きな水害を被っており、市、市民及び事業者は、それぞれの立場から浸水の防止や雨水流出抑制に努めるよう定めています。

《文化財等の保護(第16条)》

- 本市には、神社仏閣などが多く、建築物の他にも有形無形の文化財等が数多く保存されています。また、文化財等はその所有者のみならず、市民全体の財産でもあり、その保護についてそれぞれの役割をここに明記しました。

第3章 応急対策

《避難対策(第18条)》

- 本条例の基本理念である、自らの身の安全は自らが守る「自助」のためには、迅速かつ円滑な避難が重要であるため、避難経路や避難場所に関する情報の提供、並びに避難後の生活に必要な対策について明記しました。

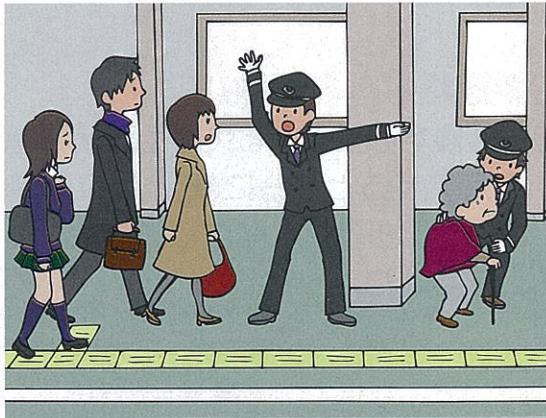


避難勧告
指示・誘導

避難勧告・指示

警戒区域の設定

避難の誘導



《帰宅困難者への支援(第20条)》

- 東海地震発生の危険性が高まり警戒宣言が発令されると、強化地域内(本市)においては耐震性が確保されている場合を除き、大型商店、病院、金融機関、交通機関などの営業は中止されるため、帰宅困難者の円滑な帰宅または留め置くための必要な対策を講ずることを明記しました。



《自主防災組織等への支援(第21条)》

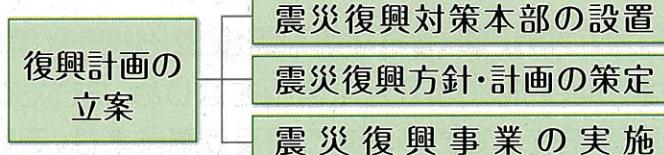
- 自主防災組織等を定義とともに、その活動支援に対する市民、事業者及び市の役割を掲げました。

第4章 復興対策

《市の復興(第22条)》

- 地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復旧・復興が不可欠です。市は、早急に復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定します。

復興事業は、市民や事業者、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業です。これを効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を作成し、市民、事業者、市及び議会が協力しあい、復興に努めることを掲げています。



《他自治体災害時の支援(第23条)》

- 阪神大震災や東日本大震災の教訓から、また本市平成20年8月末豪雨災害時の他市町からの支援活動を受けた経験からも、大災害時においては、自治体間の支援がたいへん重要であるため、他自治体において大規模災害が発生した場合における本市の基本的な考え方を定めるものです。